

全建事発第 130 号
令和 6 年 3 月 28 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

工期に関する基準の実施について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央建設業審議会では、令和 6 年 4 月から、建設業においても罰則付き時間外労働規制が適用されることも踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、工期に関する基準の見直しについて、審議を行った結果、改正することとなり、本会に対し別添のとおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 山中
TEL:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp